



## 保険・年金

### 年金を受け取る準備が2人

#### ●誕生日が来たとき

年金を引き続き受け取るためには、毎年誕生日に「年金受給権者現況届」(現況届)を社会保険業務センターに提出しなければなりません。「現況届」は、年金を引き続き受けるための権利があるかどうかを、毎年確認するためのものですので、氏名・住所など必要事項を記入の上、必ず誕生日の末日までに、社会保険業務センターに返送してください。「現況届」を提出しないと、提出するまでの間、年金が一時止まってしまいます。

#### ●住所や年金の受け取り場所を変えるとき

住所や支払いを受ける金融機関・郵便局を変更するときは、速やかに「年金受給権者住所・支払機関変更届」を社会保険事務所へ提出してください。提出しないと、年金の支払額をお知らせする通知書が届かなかつたり、希望する銀行や郵便局で年金が受けられない場合もあります。支払機関を銀行などの金融機関に変更するときは、その金融機関で預金通帳の記号番号につ

いて証明を受けてください。住所が変わるときは、住所変更届を提出するとともに、旧住所の郵便局にも届け出てください。

#### ●保険料は納付期限内に!

納付期限までに保険料を納めないと、障害基礎年金、遺族基礎年金が支給されないこともありますのでご注意ください。経済的な理由などで納めることが困難な場合は、保険料免除、納付猶予(30歳未満)制度(学生の場合は学生納付特例制度)がありますので、申請を希望される方はご相談ください。

問合せ 国民健康保険課国民年金担当 回72・3122

#### ●国民健康保険税の未納は...

国民健康保険税を長期にわたって滞納している世帯主は「被保険者証」の返還の対象となります。ただし、国民健康保険税の納税義務は変わりません。

「被保険者証」の返還の該当世帯主には「被保険者証返還命令通知書」の後「国民健康保険被保険者資格証明書交付決定通知書」により通知し「被保険者資格証明書」を交付します。

被保険者資格証明書を交付されると①病院の窓口で診療費用の全額を支払うこととなります。②療養費等の現金給付の支払いを全部または一部を一時差し止めた後、「滞納額控除通知書」により通知し、滞納額を控除することになります。

なお、国民健康保険税の未納税額には、延滞金が加算されるほか、土地・建物・給与などの財産の差し押さえが実施されることもあります。

問合せ 国民健康保険課 回72・3123

#### 介護保険 家族介護慰労金

家庭で重度の介護を要する高齢者を介護している家族の方に慰労金を支給します。

対象 要介護4または5の認定を受けた方(認定を受けていない方は相当と判断される方)で、次のいずれにも該当する方

- ①申請日の1年以上前から市内に住所を有する方
  - ②市民税非課税世帯である方
  - ③過去1年間介護保険のサービズを利用していない方(年間1週間以内の短期入所の利用は除く)
- ※医療保険での入院がある場合には入院された日が90日を

限度とし、かつその期間を除き1年以上在宅で介護されている方

④過去の保険料に未納がない方  
支給額 年額10万円  
申請に必要な物 申請書・介護している家族の印鑑  
問合せ 介護保険課 回72・6121

## 防災

### 石狩川水防公開演習

この演習は、水防月間(6月1日〜30日)に合わせ、毎年1回実施しているものです。水防訓練としては道内最大規模で展開します。

日時 6月18日(土)9時〜12時  
場所 当別町 当別川当別太地先  
問合せ 総合危機管理室 回72・3190

### 定期普通救命講習会

突然の病気やけがに慌てないために、皆さんで講習会に参加して応急手当の方法を身に付けましょう。

日時 6月19日(日)9時〜12時  
場所 石狩消防署(花川北1-1)  
受講料 無料  
※受講者には「普通救命講習修了証」をお渡しします

#### 【そのほかの講習会】

グループ単位(10人程度)で受講する場合の講師派遣、小児・乳児を対象にした救命手当、各種応急手当の講習会も受け付けます。

申込・問合せ 石狩消防署警備課 回74・7024

### 石狩消防訓練大会

日時 6月26日(日)8時30分〜11時  
場所 市役所横広場  
内容 小隊訓練・ポンプ操法訓練・放水標的落し競技 ほか  
問合せ 石狩消防署警防課 回74・7113

### 危険物取扱者・消防設備士試験

試験日 7月24日(日)  
受付期間 6月15日(水)〜23日(木)  
※願書は消防署にあります

試験地 札幌市ほか  
試験の種類 ①危険物取扱者 乙種(第4類、丙種) ②消防設備士 甲種(第1〜5類)、乙種(第1〜7類)  
問合せ 石狩消防署予防課 回74・7165

### 初期消火で消火器は1番役に立つ!!

家庭で最も身近な初期消火器



## 市民の声を活かす条例 審議会のうごき

市では、さまざまな分野の重要な政策について市民の方々のご意見を聴くため「審議会」を置いています。このうごきを見ると、市政の流れがわかります。ほとんどの審議会は公開されていますので、ぜひ一度傍聴においでください。

公開される審議会の開催予定は、石狩市掲示板「あい・ボード」・市役所情報公開コーナー・石狩市ホームページ・北海道新聞地方版などで、その都度お知らせしています。また、審議会の議事録は、市役所1階情報公開コーナーで閲覧できます。

### ●4月の審議会開催状況

開催日	審議会名称(担当課)	主な議題	公開区分	傍聴者数
27	第1回環境審議会(環境課)	①ごみ収集方法及び処理費用負担のあり方について(継続審議) ②ごみステーション状況及びリサイクル施設現地視察など	公開	0
	石狩地区介護認定審査会(介護保険課)	要介護認定の審査、判定(4月中6回開催)	非公開	—

企画調整課 ☎72-3161  
✉kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp

## 市税等の納付相談

### 固定資産税・都市計画税の1期分と軽自動車の納税はお済みですか?

市税・国民健康保険税・上下水道使用料の納付について、平日(日中)に来庁できない方のために、毎月第4木曜と第4日曜に相談窓口を開設しています。

#### 【6月の市税等納付相談日】

6月23日(木) 20:00まで  
6月26日(日) 10:00~15:00

#### 各相談窓口

市税関係	
1階 納税課	☎72-3118
国民健康保険税	
1階 国民健康保険課	☎72-3123
上下水道使用料	
2階 業務課	☎72-3133

## 石狩開発株出資について

石狩湾新港地域活性化に寄与することを目的に、同地域における企業誘致の核となる石狩開発株へ出資し、同地域開発進展に向けた地元自治体としての決意表明・同社の経営安定化のアピール・資本増強をもって、同社を支援します。詳しくは、石狩市ホームページ・担当窓口の資料をご覧ください。

#### 【提出先・問合せ】

〒061-3292 花川北6条1丁目30-2  
石狩市役所経済部企業誘致室 ☎72-3158 ☎72-3540

✉kouwank@city.ishikari.hokkaido.jp

#### 【提出方法】

氏名・連絡先を明記の上、文書持参・ファックス・Eメール・録音テープのいずれかで提出してください。意見はどなたでも提出できます。

#### 【提出期限】

6月1日(水)~30日(木) 必着  
意見の検討結果は9月下旬までに公表する予定です。ただし、個々の意見等に直接回答しませんので、あらかじめご了承ください。

具は消火器です。しかし、いざというときに慌ててしまい、消火器を使用することを忘れてしまうようです。

初期消火で消火器を使用した場合、成功率は70%以上ですが、実際に火災が発生したときに、消火器を使用した人は25%以下といわれています。

皆さんも、いざというときに消火器を使えるよう心構えをしておきましょう。

- ・消火器の設置場所は火の元より離れた場所で、すぐに使用できる場所に置く
- ・消火器の取り扱いをよく覚えておく
- ・消火の際、火元に近すぎると

石狩市内で「放火」による火災は、9年連続で火災原因のトップとなっています。「放火」を防ぐために市民一丸となり「放火

### 「放火」に注意!!



やけどの危険があるので、距離をおいて消火する

- ・逃げ道を確保して消火する
- ・消火が困難なときは、すぐに避難して119番通報する

問合せ 石狩消防署予防課  
☎74-7165

訂正内容 2ページの人的被害の円グラフ中、表記の訂正(誤)軽傷者74人(正)重傷者74人

問合せ 総合危機管理室  
☎72-3190

### 防災マップの訂正

4月に町内会のご協力を得て配布しました「防災マップ・電話帳」に誤りがありました。お詫びして訂正します。また、防災マップをお持ちでない方は、市役所1階総合届出案内でお渡しします。

されない、放火させない」環境づくりを心掛けましょう。

問合せ 石狩消防署予防課  
☎74-7165

## そのほか

### ハローワーク相談窓口

市役所1階ロビーのハローワーク相談窓口の受け付け日時が、7月から毎週木曜(週1回)に変わります。6月までは毎週水・木曜(週2回)、ハローワークの相談員が受け付けています。

ハローワーク札幌北で受理した求人情報は、市役所1階ロビー・市民図書館・各コミセンに設置し、毎日更新しています。求人情報は施設の開館時にいつでもご覧になることができます。

問合せ 商工労働観光課  
☎72-3166

## あなたの声を活かすくみ パブリックコメント